

平成 25 年度第 3 回理事会議事録

日 時 平成 25 年 7 月 24 日（水） 14:00～

場 所 日本体育協会 理事・監事室

出席者 <理事>

張富士夫会長、森正博、監物永三の各副会長、岡崎助一専務理事、
有竹隆佐、大野敬三、翁長良成、片野裕、勝田隆、川口一彦、川島雄二、
柴田益孝、白髭俊穂、竹田恆和、林辰男、平田竹男、不老浩二、分木秀樹、
前田彰一、松崎康弘、真野正道の各理事

<監事>

村田芳子監事

理事総数 27 名、うち出席 21 名で、定款第 37 条に基づき理事会成立。

議事に先立ち去る 7 月 12 日に逝去された柱山理事のご冥福を祈り黙祷を捧げた。

その後、定款第 34 条により、張会長が議長となり議事に入った。

議 案

第 1 号

第 71 回国民体育大会開催地（岩手県）の決定について （岡崎専務理事）

第 71 回国民体育大会の開催地については、既に岩手県に内定しており、本年は開催決定の年にあたる。

決定に先立ち、去る 5 月 29 日及び 30 日に、本会と文部科学省とで岩手県を訪問し、開催準備状況を総合的に視察した結果、東日本大震災からの復興に向けた取組みと並行して大会開催への準備業務を行うという非常に厳しい状況にある中で、一部競技の会場が調整中の状況ではあるものの、着実に諸準備が進んでいることを確認した。

また、会期については、各種競技会、気象状況等を勘案し、関係機関・団体等と協議・調整した結果、平成 28 年 10 月 1 日から 10 月 11 日までの 11 日間とした。

本件については、去る 6 月 21 日開催の国民体育大会委員会の議を経て、文部科学省の了解を得るなど必要な手続きも終了している旨を資料に基づき説明し、第 71 回国民体育大会開催地として岩手県を決定することについて、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

決定後、張会長から岩手県・達増拓也知事に開催決定書が手渡され、同知事から謝辞が述べられた。

第 2 号

第 73 回国民体育大会開催地（福井県）の内定について （岡崎専務理事）

本件については、去る 6 月 7 日付で福井県から、本会及び文部科学省に対して、第 73 回国民体育大会開催申請書が提出された。

福井県での開催にあたっては、関係競技団体の視察も概ね終了しており、一部会場等が調整中の競技はあるものの、全体的に見て、開催 5 年前としては準備が順調に進んでいる。

本件については、去る 6 月 21 日開催の国民体育大会委員会の議を経て、文部科学省の了解を得るなど必要な手続きも終了している旨を資料に基づき説明し、第 73 回国民体育大会の開催地として福井県を内定することについて、原案どおり出

席理事全員一致で可決された。

決定後、張会長から福井県・西川一誠知事に開催内定書が手渡され、同知事から謝辞が述べられた。

第 3 号

参与の委嘱について

(張会長)

参与については、定款第 32 条第 5 項により、「参与は、この法人の理事、監事であった者及び特に理事会が推薦した者につき会長が委嘱する」とあることから、資料に基づき、6 月 26 日の定時評議員会の終結をもって退任された 13 名を参与に委嘱したい旨を説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、任期については、平成 25 年 7 月 24 日から平成 29 年 6 月開催の定時評議員会の終結の時までとした。

<参与>

白井秀明／川口三三夫／坂口和隆／佐藤和彦／篠宮稔／下岡博司／霜觸寛／
田中道博／橋本俊和／原田俊／福島修／横川浩／横嶋信生

第 4 号

常勤役員の報酬について

(張会長)

常勤役員の岡崎専務理事の報酬については、定款第 31 条及び「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」第 5 条により、「月額報酬の号俸は、理事会の承認を経て会長が決定する」とあることから、これまでの実績を踏まえ、月額報酬として、前期同様、常勤役員報酬表第 11 号俸の月額 120 万円を支給したい旨を説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、役員報酬の支給対象となる理事は、議決を回避した。

第 5 号

理事の補充等について

(岡崎専務理事)

去る 7 月 12 日に柱山嗣廣理事が逝去したことに伴い、北信越ブロック選出理事が欠員となったため、今後、後任理事を選出しなければならない。そのためには、北信越ブロックからの理事候補者を選出後に必要な手続きを経て、評議員会において後任理事を選任することとしたい。

また、柱山理事は、総合企画委員会加盟・栄典部会長に就任したが、この度の逝去により加盟・栄典部会長が不在となった。については、後任として不老理事に就任を依頼したい旨を説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第 6 号

平成 26 年度国及び公営競技団体等への補助金・助成金の要望について

(川島事務局長)

平成 26 年度国及び公営競技団体等への補助金・助成金の要望については、現在本会の要望額を取りまとめている状況にあること、また、政府概算要求基準（シーリング）の詳細が未定であり、文部科学省と十分調整されていない状況にあることなどにより、要望額を資料として示すまでに至っていない。

従って、国庫補助金については、政府の概算要求基準の動向を見ながら、文部科学省と折衝し、要望額を取りまとめていくこととなる。

また、公益財団法人 JKA 並びにスポーツ振興基金、スポーツ振興くじ等への補助金・助成金の要望については、国庫補助金の要望額を勘案して内容を固めていきたい旨を説明し、平成 26 年度の国及び公益財団法人 JKA ならびにスポーツ振興基金、スポーツ振興くじ等への補助金・助成金の要望内容については、張会長に一任願いたい旨を諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第7号

第8回日本スポーツグランプリ受賞者の決定について (不老理事)

本賞は、長年にわたりスポーツを実践し、現在も継続して活動されており、当該スポーツにおいて、中高年齢層の顕著な記録や実績を挙げるなど、国内外で高い評価を得た方を顕彰し、我が国における生涯スポーツ振興の更なる醸成に資することを目的として、本年度第8回の顕彰を実施するものである。

この度、加盟団体、選考委員及び事務局から22名の候補者推薦があり、去る7月16日の選考委員会において、顕彰規程第2条に定める3つの対象により、候補者の功績について審査を行った。

審査を進めるにあたり、選考委員会では「候補者の年齢は原則70歳以上で、活動歴は概ね50年以上」という条件を、審査の基礎的な基準とした。

さらに、過去7回の例に倣い、選考委員会では、顕彰区分(1)では年齢と活動歴の長さ、顕彰区分(2)では世界記録の樹立状況、顕彰区分(3)では前人未到の高齢者記録等の達成状況を優先基準として設け、資料記載の9名の候補者を選考した旨を説明、選考した候補者9名を受賞者として決定することについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、表彰式は来る9月29日に開催の「第68回国民体育大会役員懇談会」において実施することを報告。

報告事項

1. 会務関係

(1) スポーツ界における暴力行為根絶に向けたスローガンについて (岡崎専務理事)

本年4月に採択した「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を広く周知するとともに、暴力行為根絶に向けたムーブメントを推進するための「スローガン(標語)」を、去る5月10日から31日までの間、本会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟及び日本中学校体育連盟の5団体で募集を行った結果、1,479作品の応募があった。

入賞作品の選考は、各団体での審査で絞り込み、選出された16作品について、去る7月1日開催の5団体合同審査会で最終審査を行い、最優秀賞1点、優秀賞5点の計6点の入賞作品を以下の通り決定した旨を報告。

<最優秀賞> 「暴力0(ゼロ) 心でつなぐスポーツの絆」

栃木県 高橋祥子氏 女性 43歳 中学校教員

<優 秀 賞> (主催団体賞 5点)

・日本体育協会 「思いやる 心も育む 指導力」

神奈川県 小梨茂氏 男性 61歳

・日本オリンピック委員会 「情熱は 暴力なしで 伝えよう」

千葉県 永井一枝氏 女性 56歳 主婦

・日本障害者スポーツ協会 「スポーツに あってはならない 拳の制裁」

大阪府 片岡正教氏 男性 28歳 大学助教

・全国高等学校体育連盟 「体罰根絶! しない させない 許さない」

東京都 三田清一氏 男性 60歳 高等学校校長

・日本中学校体育連盟 「熱くあれ 指導は的確 冷静に」

栃木県 大平健一氏 男性 40歳 中学校教員

その後、日本体育協会賞を受賞した小梨茂氏に、張会長から賞状並びに副賞を贈呈した。

(2) 平成 25 年度企業協賛について (川島事務局長)

「JASA スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラム」では、「オフィシャルパートナー」が 7 社、「オフィシャルサプライヤー」が 4 社となった。また、「日本スポーツマスターズ 2013 北九州大会」の協賛企業では、「オフィシャルスポンサー」が 3 社、「大会サプライヤー」が 1 社となった旨を報告。

さらに、「第 69 回国民体育大会冬季大会」の協賛について、現在、開催地となる栃木県並びに山形県とともに、協賛社の獲得に取り組んでいる旨を併せて報告。

2. 国民体育大会関係

(1) 第 70 回国民体育大会冬季大会（群馬県）の会期について (川島事務局長)

第 70 回国民体育大会冬季大会の会期について、関係団体間での調整の結果、スケート競技会・アイスホッケー競技会は平成 27 年 1 月 28 日から 2 月 1 日までの 5 日間、スキー競技会は平成 27 年 2 月 20 日から 23 日までの 4 日間で開催する旨を資料に基づき報告。

(2) 第 77 回国民体育大会（栃木県）及び第 79 回国民体育大会（滋賀県）開催申請書提出順序について (川島事務局長)

平成 34 年の第 77 回国民体育大会の開催地として、栃木県から、所属する東地区の各構成府県の了解及び栃木県議会の議決を経て、去る 5 月 16 日、本会に対し開催要望書が提出された。また、平成 36 年の第 79 回国民体育大会の開催地として、滋賀県から、所属する中地区の各構成府県の了解及び滋賀県議会の議決を経て、去る 4 月 11 日、本会に対し開催要望書が提出された。

これらの件について、6 月 21 日開催の国民体育大会委員会で審議の結果、平成 34 年の第 77 回国民体育大会開催申請書提出順序了解県として栃木県を、平成 36 年の第 79 回国民体育大会開催申請書提出順序了解県として滋賀県を承認した旨を報告。

3. スポーツ指導者育成事業関係

(1) スポーツ指導者育成事業推進プラン 2013 について (監物副会長)

指導者育成専門委員会では、6 月 26 日開催の定時評議員会で承認された「21 世紀の国民スポーツ推進方策—スポーツ推進 2013—」の方向性を踏まえ、今後 5 年間の指導者育成事業の指針として「スポーツ指導者育成事業推進プラン 2013—「スポーツ立国の実現」に向けて—」を策定した。

本推進プランでは、「スポーツ推進 2013」で基本理念として掲げた「スポーツ立国の実現」を図るため、「有資格指導者の拡充（特に若年層・女性）」、「指導者の資質の向上」、「指導者の社会的価値の向上」、「有資格指導者の活動の場の拡充」を基本方針として定め、その基本方針に基づいた「重点施策」、「目標」、「具体的取り組み」を策定した。

重点施策は、「スポーツ推進 2013」の方向性と合致していること、スポーツ指導者及び関係者からの要望度が高いこと、その施策に取り組むことで大きな成果を挙げられる可能性が高いこと等の視点に基づき定めている。

目標は、重点施策の実現に向け、目指すべき方向を明確化するとともに、達成状

況を評価・点検する指針として設定しており、5年後の目標を、可能な限り具体的な数値で表している。

具体的な取り組みは、5年間という期間を念頭におき、重点施策を踏まえた目標を達成するための取り組みを示している。

今後は、事業の達成度を評価・点検するシステムの構築、本会の各事業との連携、指導者育成団体・文部科学省等の関係機関・団体との連携・協働、事業実施のための財源確保など、今回策定した推進プランの実現に向けて取り組んでいく旨を報告。

(2) スポーツ指導者のための倫理ガイドラインについて

(監物副会長)

指導者育成専門委員会におけるスポーツ指導現場における暴力根絶に向けての取り組みの一つとして、「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」を作成した。

本ガイドラインは、スポーツ指導に関わる全ての方を対象とし、指導者の言動を制限することが目的ではなく、より良い指導活動を目指し、指導者を後押しできる内容とするとともに、反倫理的行為として具体的な行為を網羅し、その行為が与える影響を解説することを全体的な特徴とした。

第Ⅰ章「スポーツの意義と価値」では「スポーツ宣言日本」を示した上で、第Ⅱ章「スポーツ指導者の役割」は、「スポーツを楽しむ権利を支える指導者」、「安全で、正しく、楽しいスポーツ活動の場を確保するために」、「指導者とプレーヤーとの望ましい関係づくりのために」、「フェアプレーの実践」、「スポーツと社会の結びつき」で構成し、スポーツ指導者が備えるべき資質を掲載している。更に、第Ⅲ章「スポーツ指導者の心得」では、行動規範を明示した。第Ⅳ章「倫理的問題がおこらないために」では、「倫理的問題が生じやすい構造的要因」、「表面化しにくい倫理的問題への対応」、「反倫理的言動とは」において、倫理的問題の持つ特性と具体的内容を示した。

今後は、本ガイドラインを6万7千部作成し、加盟団体、都道府県スポーツ少年団、関係機関に配布するとともに、指導者資格取得を目指す方を対象に開催する各種講習会、資格保有者を対象に開催する資格更新のための義務研修会でも配布する。また、本会ホームページからもダウンロードを可能とする準備をしている旨を報告。

4. 生涯スポーツ推進事業関係

(柴田理事)

・総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013について

本会では、地域住民の参画によってスポーツ組織を運営する総合型クラブの育成・普及への取り組みとして、平成9年度から「スポーツ少年団を核とした総合型クラブの育成モデル事業」を実施、その後、文部科学省とともに実施した「総合型クラブ育成推進事業」など、これまで様々な取り組みを行い、「多種目」、「多世代」、「多志向」という形態的特徴を掲げて総合型クラブの創設を推進してきた。

その結果、現在、総合型クラブの育成数は、約3,400に及ぶとともに、全国の各市区町村において少なくとも1つは総合型クラブを育成している割合が約80%にまで至るなど、一定の成果をあげてきた。

しかし、これまでは3つの形態的特徴を具備した総合型クラブの創設数を増やすことに重点が置かれるとともに、総合型クラブの「目指すべき姿」については、「身近なスポーツ環境を整える、地域づくりに貢献する」などといった、関係者間での共通イメージはあったものの、そのイメージを明確化し、全国的に提示するまでには至っていなかった。

以上のことから、地域スポーツクラブ育成専門委員会内に設置している中央企画班を中心に、これまでに寄せられた総合型クラブ関係者の意見、各種の調査結果や現状における緊急度の高い課題等を踏まえ、目指すべき総合型クラブ育成の方向性を検討した上で、次の10年を見据えつつ、今後概ね5年を目途とする取り組みについて、「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013」として取りまとめた。

本育成プラン2013では、今後の総合型クラブ育成において、最も重要となる「目指すべき方向性」に関して、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」という「総合型地域スポーツクラブ育成の基本理念」を新たに掲げるとともに、具体的な取り組みの視点を明らかにするため、「総合型地域スポーツクラブ育成の基本方針」について、「活動のあり方」、「クラブ組織のあり方」、「活動財源の確保」に大別して明示した。さらに、本会をはじめとする総合型クラブの育成に携わる全ての関係者が、この基本理念及び基本方針の趣旨を理解・共有し、各々の取り組みが相互補完・相乗効果を生じさせるため、「各総合型クラブによる自立・自律に向けた取り組み」と「日本体育協会が取り組む各種支援方策」が一体的に行われることが求められる。

「各総合型クラブによる自立・自律に向けた取り組み」では、総合型クラブが地域に根差し、誰からも愛されるクラブとなり、自立・自律するに至るための総合型クラブ自身が取り組むべき事項について取りまとめ、「クラブ理念の策定並びに検証」、「目標の設定及び計画の策定・検証」、具体的な取り組み項目としての「運営体制の整備」、「活動拠点の確保」、「各種事業の展開」、「他団体等との連携」、「コミュニケーション戦略」、「財源の確保」、「暴力行為の根絶」により構成した。

本育成プラン2013は、概ね今後10年の総合型クラブ育成の方向性を明らかにし、特に今後5年間の各々の取り組みの視点を示すことを念頭に置いたことから、今後も概ね5年ごとに取り組みの評価と見直しを行っていく旨を報告。

5. その他

(川島事務局長)

(1) 21世紀の国民スポーツ推進方策について

先に開催の平成25年度第2回理事会及び定時評議員会で承認を得た「21世紀の国民スポーツ推進方策」の冊子が完成したことから、今後、加盟団体をはじめとする関係各位に発送予定であることを連絡。

(2) 会議日程について

第4回理事会は、来る11月13日(水)14時から開催する予定であることを連絡。

(3) その他

竹田理事から、これまでの2020年の東京オリンピック・パラリンピック招致活動への支援に対する謝辞とともに、9月7日のIOC総会での招致実現に向けた決意が述べられた。

以上の諸報告をいずれも了承後、15時15分に閉会。